

報告第14号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	70,378 円	令和4年9月22日午後2時30分頃、我孫子市北新田47番地先市道23-015号線脇において、職員が草刈作業中に草刈機で誤って跳ね飛ばした石が、当該市道を走行中の賠償相手方の乗用車に当たり、当該乗用車の右側前部ドアを損傷させた。	令和5年3月23日
			市 100% 相手方 0%
2	37,370 円	令和4年11月27日午後4時50分頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市北新田11番地先市道23-015号線を走行中、対向車を避けるために道路端に寄ったところ、当該道路の陥没箇所当該乗用車の左側前輪が落下し、当該左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させた。	令和5年3月23日
			市 100% 相手方 0%
3	25,585 円	令和5年2月20日午前2時頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市北新田46番地先市道23-015号線を走行中、当該市道の陥没箇所当該乗用車の右側前輪が落下し、当該右側前輪のタイヤを損傷させた。	令和5年3月31日
			市 100% 相手方 0%
4	536,786 円	令和5年2月15日午後0時9分、職員が我孫子市天王台2丁目2番22号地先道路において、当該道路の左端に駐車中の公用車を発進させたところ、当該駐車中の公用車を避けて右後方から走行してきた賠償相手方の乗用車の左側面に接触し、当該乗用車の左側前部ドア、後部ドア等を損傷させた。	令和5年4月18日
			市 100% 相手方 0%